

ダムマイスター Q&A

(最終修正：平成28年2月15日)

Q. 平成28年3月末日で第3期のダムマイスターの期限が到来しますが、引き続き第4期のダムマイスターに任命されることを希望する場合、どうしたらいいでしょうか。

A. 従来通り新たに申請をして頂く必要があります。申請方法、申請書の様式などについては、ダム協会にお問い合わせください。

現在の予定では、3月15日までに申請が届いた場合について4月1日付での任命が可能です。これに間に合わないとしても、申請はその後も随時受け付けます。

なお、今回新たにダムマイスターに任命されることを希望される方、あるいはかつてダムマイスターであった方で今回再び任命を希望される方も、同様に第4期の申請が可能です。

第4期については、制度要綱が一部改正され、また運用上も多少異なるところがありますので、これらについては別のQをご覧ください。

Q. 第4期を迎えるに当たって、制度要綱が一部改正され、また運用上もそれまでと多少異なるようですが、その内容を教えてください。

A. 第4期を迎えるに当たって、制度要綱の一部が改正されました。

改正内容は、従来ダムマイスターには区分がなく、単に「一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター」であったものを、今回、ダムの専門家も一般の方も両方含まれているのに名称上それが明確でないのは不都合ではないかという一部の意見を踏まえ、性格が明確となるようダムマイスターに「専門家」「一般」の2区分を設けることにしました。

この結果、申請の際には、どちらかの区分を示して申請することになります。また、表示上区分を明示する必要があるときは、たとえばダムマイスター（専門家）、ダムマイスター（一般）などと記述することができます。

制度要綱の具体の改正点については、「一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱新旧対照表」をご覧ください。

次に、制度要綱の改正ではありませんが、区分制を導入したことに伴って、運用上、一部異なった取り扱いをすることにしていきます。

ダムマイスターの審査に当たっては、従来から活動実績を評価することにしていきますが、いつ時点の活動かについては特に限定していませんでした。これまで3期にわたって制度を実施してきたこともあり、場合によっては、だいぶ以前には活動が活発であったが最近ではそれほどの活動がない、と言った事例も出てきています。このため、今回、「一般」のダムマイスターについては、「過去3年程度」の活動実績を評価することになりました。

なお、「専門家」のダムマイスターについてはこのような活動期間の限定は行わず、従来通りより長期的な観点から活動実績を評価することにしていきます。

Q. 第4期で導入された「専門家」、「一般」の区分は、具体にはどのようなものですか。

「専門家」とは、ダムの専門家という意味です。ダムに関連する専門分野は多岐にわたりますので、ここで言う専門家も工学分野に限定することなく、広くダムの建設・管理に関係する諸分野を含めて考えています。一般に、ダムの建設・管理を経験したことがある方や現に経験中の方は、職種に限らず「専門家」に該当する可能性が高いものと考えられますので、ダムマイスターの申請をする際には区分「専門家」として申請することが想定されます。

なお、このような考え方に当てはまらないダムの「専門家」もいるかも知れませんが、そのようなケースについては具体的に申請があった際に判断することになります。

「一般」とは、「専門家」に該当しない場合です。通常のダム好き、ダムマニアなどは「一般」に該当するものと考えられます。

Q. 平成24年4月の第2期の開始に向けて、平成24年3月に新しく制度要綱ができたようですが、それまでとどう違うんですか。

A. 基本的な内容はそれまでと異なりません。ただし、多少の追加、改正などの変更があります。

主要変更点としては、

- ・ 試行から本格実施に移行したこと

・それに伴い文書の表題を「財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱」に改めたこと

・「法令遵守等」の規程を追加したこと

の3点です。

また、試行期間中に任命されたダムマイスターは新しい制度要綱によって任命されたダムマイスターと同等の取り扱いがされるなど、実質的に連続性のある運用がされることとなります。

Q. どうすればダムマイスターになれるのですか。

A. ダムマイスターになりたいときには、まず、協会に申請をして頂きます。所定の申請書を提出して頂くこととなりますが、その具体のやり方は、協会に、電話かメールでお問い合わせ下さい。

申請があった場合、協会では、それを審査し、適当であると認めるときには、ダムマイスターに任命することとなります。

Q. どんな人がダムマイスターになれるのですか。

A. ダムマイスターは、「広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知って頂くために、それを支援する役割を持つ」ものです。従って、この趣旨に合致する限り、どなたでもなれる可能性があります。

たとえば、

- ・いわゆるダム好き・ダムマニア
- ・ダム技術者OB
- ・一般向けダム関連書籍の著者
- ・ダムに関連する研究者

などが想定されますが、類型的に特に限定せず、広くいろいろな方になって頂く方がいいのではないかと考えています。

なお、原則として成人を想定しています。

Q. 審査の基準を教えてください。

A. ダムマイスターの趣旨から見て適当かどうかの観点から判断することにな

ります。

その際に、ダムについての知識経験なども考慮されますが、重視するのはこれまでの活動実績です。申請書には、「活動実績」の欄がありますが、その記載内容を検討することになります。

活動実績の「活動」とは、ダムに関連した活動ということではなく、ダムマスターの趣旨に適合した活動、すなわち、「広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知って頂くために、それを支援する」ような活動です。このような趣旨の活動であれば、広く考えて頂いていいと思います。たとえば、ダムに関連する次のようなことが該当します。

- ・ダムを訪問し、ホームページやブログにその情報や写真を掲載
- ・一般向けのシンポジウム、講演会、トークショーなどに出演
- ・展示会、イベントなどを企画・実施・参加
- ・「月刊ダム日本」などの雑誌に投稿・執筆
- ・「ダム便覧」などのホームページに投稿・執筆・写真提供
- ・ダム関連の写真コンテストに応募
- ・書籍、DVDなどの出版
- ・テレビ、新聞などに出演、掲載

Q. 私はダムについて知識経験が豊富なので、ダムマスターになれると考えていいのでしょうか。

A. ダムに関する知識経験は審査の際に考慮されないわけではありませんが、それのみではダムマスターになれません。「活動実績」が必要です。「活動実績」とは何かについては、「審査の基準を教えてください。」の答を参照して下さい。

ダムの専門家とか、ダム関係の仕事を長くやってこられた方は、知識経験は十分と考えられますので、相応の「活動実績」があれば申請してダムマスターになれるものと思われます。

Q. 私はダムが好きで、たくさんのダムを巡って楽しんでいます。ダムの勉強もしていて、ダムのことをよく知っています。だからダムマスターになれるか。

A. たくさんのダムを見たとかダムについてよく知っているとか、そういった

ことも審査の際に考慮されないわけではありませんが、それのみではダムマイスターになれません。「活動実績」が必要です。「活動実績」とは何かについては、「審査の基準を教えてください。」の答を参照して下さい。

このような方は、今後活動実績を積み重ねて頂ければ、申請してダムマイスターになりうるものと思われま

Q. 平成22年11月1日付でダムマイスターの初めての任命があり、ダムマイスターが誕生したそうですが、その概要を教えてください。

A. ダムマイスターについては、制度の試行という位置づけで、平成22年8月18日に制度の内容とQ&Aをホームページで公開し、9月1日から希望者の申請を受け付けました。その結果、10月下旬までに26名の方から申請があり、申請内容について活動実績を中心に審査し、それに基づいて平成22年11月1日付で18名の方を初めてダムマイスターに任命しました。

Q. 申請はいつでも受け付けるのですか。

A. ダムマイスターの申請は、常時受け付けます。任命については、事務の繁雑さを避ける意味もあり、ある程度の期間をおいてやりたいと思っておりますので、申請後多少お待たせすることもあるかもしれませんが、ご容赦頂きたいと思

Q. 人数はどれくらいが適当だと考えているのですか。

A. あらかじめ人数を想定しているものではありません。当然、適当な方が多数申請すれば多くなり、そうでなければ少なくなるというになります。

Q. 任期はいつまでですか。

A. 任期については、事務の繁雑さを避けるためできるだけ年度に合わせ、また、期間としては原則2年を想定しています。

平成22年11月1日付で行った初めての任命の際は、任期を平成24年3

月までとし、その後に任命された方も、同様の任期としてきました。

これらのダムマイスターの方々の任期の切れる時期に合わせて、それまで制度が試行という位置づけであったものを、本格実施という位置づけにすることになり、制度要綱が定められました。これにより平成24年3月より本格実施となりました。それを機会に、2年ごとの期間区分方式とすることにしました。すなわち、試行期間中を「第1期」、本格実施となった平成24年4月からの2年間を「第2期」、平成26年4月からの2年間を「第3期」、以下同様に2年ごとに区分します。

任期はこの2年間の期間の末日までとなりますので、期間の当初に任命された場合は任命期間は2年となりますが、途中で任命された場合は任命期間が2年に満たないこととなります。

Q. 任期が切れた時に、その後も継続してやることが可能ですか。

A. 任期切れ前に、再度申請をして頂くことによって、審査に通れば、再度任命されることになり、継続してダムマイスターであり続けることが可能です。

Q. ダムマイスターになったら、何をすればいいのですか。

A. それぞれの得意分野に応じて、できる範囲で結構ですが、趣旨に適合した活動を行って頂きたいと思います。

たとえば、ダムの写真を撮ってホームページに掲載する、あるいは協会に提供する、ダム日本に寄稿する、ダム関係イベントに参加する、講演・シンポジウムの類に参加するなど、様々な活動が期待されます。「趣旨に適合した活動」としてどのようなものが想定されるかについては、「審査の基準を教えてください。」の答えを参考にして下さい。

ダムマイスターの活動は、義務的なものではなく、ダムマイスターの興味、経験などに応じてできる範囲で実行して頂くことで足ります。協会が、ダムマイスターに何かをして頂きたいとお願いすることもあるかもしれませんが、それに応じるか否かはダムマイスターの自由です。協会が要請する際には、ダムマイスターに過重な負担を強いることのないよう十分配慮することになっています。

なお、活動実績については、おそらく年に1回程度の頻度になると思われますが、協会に報告して頂くこととなります。

Q. 経費は負担してくれるのですか。

A. ダムマイスターは、基本的にボランティアで、金銭的な面も含めて自らの責任で活動するのが原則ですが、特別な経費がかかる場合については検討の余地がありますので、ケースバイケースで考えたいと思います。

なお、たとえば「ダム日本」に寄稿すれば所定の原稿料があり、講演・シンポジウムの類に参加すれば所定の謝金があるなどといったことは、通常と変わりはなく、当然ですが、ダムマイスターだからという理由で金銭的に不利に扱うようなことはありません。

Q. ダムマイスターの活動の一環として、ダムに行って写真を撮ったら、その写真の著作権は協会に帰属するのですか。

A. ダムマイスターが活動の一環として撮った写真の著作権は、ダムマイスター本人に帰属します。

Q. 協会はダムマイスターを支援することになっていますが、何をしてくれるのですか。

A. 基本スタンスとしては、ダムマイスターからの要請があれば、できる限りその要請に応えるべく努力し、できるだけ幅広く支援をしていきたいと思いません。

たとえば、協会が保有する書籍、資料については原則として閲覧可能ですし、協会発行の「月刊ダム日本」を毎号無料で差し上げます。ダムマイスターが特定のダムを見学したいときに見学が可能となるよう仲介するようなことも考えられます。さらに、ダムマイスター向けの見学会を開催するようなことも随時実施したいと考えています。

いずれにしても、協会に何かやってほしいことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

Q. ダムマイスター相互の情報交換が大事だと思いますが、どんなことを予定

していますか。

A. どんな活動を行ったか、その際の問題点は何だったかなど様々な点について、ダムマイスター相互で情報を交換することは重要です。今後、状況を見ながら幅広く検討していこうと思います。

たとえば、活動状況を取りまとめて送付するとか、報告会を開催するとか、様々なことが考えられますが、ダムマイスターのご意見や意向も十分参考にして検討していきたいと思います。

Q. 証明書を発行することになっていますが、どんなものですか。

A. ダムマイスターであることを証明するもので、持ち歩きに便利なように、通常の身分証明書のような形態のものです。第4期からはダムマイスターの区分制が導入されましたので、証明書上区分が明示されます。

Q. ハンドルネームでもいいのでしょうか。

A. 申請は本名で行って頂きます。任命、証明書、ネット上での公開については次の通りです。

(任命)

本名 (希望によりハンドルネームの付記も可能)

(証明書)

本名 (希望により、ハンドルネームの付記、または本名に代えてハンドルネームのみも可能)

(ネット上での公開)

本名 (希望により、ハンドルネームの付記、または本名に代えてハンドルネームのみも可能)

なお、ハンドルネームの名刺にダムマイスターである旨を記載するようなことも差し支えありません。